

二酸化炭素消火設備の誤放出事故について

令和3年4月15日に東京都新宿区のマンション駐車場において、二酸化炭素を消火剤とする消火設備から二酸化炭素が放出され、地下駐車場内に充満したことにより、死亡者4名を含む6名が被災する災害が発生しました。

また、令和2年12月22日愛知県名古屋市のホテルの機械式立体駐車場で1名が死亡、更に、令和3年1月23日東京都港区の地下駐車場で2名の死亡事故が軒並み発生しています。

二酸化炭素は、ある一定以上の濃度に達すると人命への危険を伴います。

二酸化炭素消火設備は、鈴鹿市内にもあることから、誤放出等の事故防止するために、以下の事項にご注意ください。

1 二酸化炭素消火設備の作動時は、早急に避難

- ・二酸化炭素消火設備が作動した時は、「退避警報」のアナウンスが流れ、「退避警報」後、放出、設置された区画内に二酸化炭素が充満します。「退避警報」のアナウンスが聞こえたら早急にその区画から退避し、絶対に近づかないようにしてください。

2 工事、点検時の注意事項

- ・二酸化炭素消火設備が設置された部分やその付近で工事や点検を行う場合、誤作動や誤放出を防ぐため、二酸化炭素消火設備を熟知した消防設備士や消防設備点検資格者を立ち会わせるなど、作業時の安全確保に努め、関係者以外の方が立ち入らないように徹底してください。

3 建物利用者などへの周知

- ・建物の関係者は、防火管理者や二酸化炭素消火設備が設置された部分の利用者に対して、二酸化炭素の人体に対する危険性や設備の適正な取扱い方法、作動の際の通報、避難方法等を、周知徹底し、安全確保を行ってください。

4 誤放出等が起こった場合

- ・すぐに119番通報するとともに設備の保守点検などを行う専門業者に連絡をしてください。また、設備の設置部分や隣接部分の立入りを禁止してください。

鈴鹿市消防本部予防課査察指導グループ

TEL 059-382-9160